

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の概要

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を平成21年10月1日とするとともに、同法の一部の施行に伴い、高速自動車国道等における車間距離保持義務違反の基礎点数を1点から2点に、反則金の額（普通自動車の場合）を6千円から9千円にそれぞれ引き上げる。

第1 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年4月24日法律第21号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、平成21年10月1日とする。

第2 道路交通法施行令の一部を改正する政令

1 概要

改正法により、高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における車間距離保持義務違反に係る法定刑が5万円以下の罰金から、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に引き上げられたことを踏まえ、高速自動車国道等における車間距離保持義務違反の基礎点数を1点から2点に、反則金の額（普通自動車の場合）を6千円から9千円にそれぞれ引き上げる。

2 施行期日

第1記載の日から施行する。